

○宮島水族館設置及び管理条例施行規則

平成17年10月20日

規則第67号

改正 平成18年12月23日規則第38号

平成19年4月1日規則第32号

平成23年3月31日規則第7号

平成24年4月1日規則第26号

平成25年3月13日規則第4号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 水族館（第2条—第8条）

第3章 駐車場（第9条—第20条）

第4章 指定管理者（第21条—第25条）

第5章 雑則（第26条—第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、宮島水族館設置及び管理条例（平成17年条例第55号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 水族館

（入館券の交付等）

第2条 宮島水族館（以下「水族館」という。）に入館しようとする者は、条例第10条第1項の規定により入館料を納付し、入館券の交付を受けなければならない。ただし、条例第10条第2項ただし書の規定により入館料を前納しない者及び条例別表第1に規定する年間入館券を提示して入館する者については、この限りでない。

2 前項の年間入館券には、氏名及び有効期限を記載するとともに、顔写真を貼付するものとする。

(入館料の減免)

第3条 条例第10条第3項の規定により、市長は、次の各号に掲げる場合について、条例別表第1に定める個人に限り、当該各号に定めるところにより、入館料を減免するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定による療育手帳の交付を受けた者が、その身分を証する書面を提示して入館する場合 2分の1減額
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを供与している施設に通所する者、同条第11項に規定する障害者支援施設に入所し、若しくは通所する者、同条第25項に規定する地域活動支援センターを利用する者、同条第26項に規定する福祉ホームを利用する者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児施設支援を供与している施設に入所し、若しくは通所する者又は医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の許可を受けた病院の精神病床に入院し、若しくは通院する者が入館する場合 2分の1減額
- (3) 前2号に掲げる者1名につき同伴者1名が入館する場合 免除
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校のうち、高等学校までの教育課程に相当する教育課程を履修する幼児、児童又は生徒が教育課程に基づく教育活動のため入館する場合及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設の幼児又は児童が、教育目的のため入館する場合の引率する教職員又は職員が入館する場合 免除
- (5) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規

定するこどもの日において、中学生以下の者が自己申告して入館する場合 免除

(6) その他市長が特に必要と認める場合 市長が相当と認める額の減額又は免除

(入館料の減免申請)

第4条 条例第10条第3項の規定により入館料の減免を受けようとする者は、宮島水族館入館料減免申請書（別記様式第1号。次項において「減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める者については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、前条第1号及び第5号に規定する場合においては、同条第1号に規定する者にあつては身分を証する書面の提示、第5号に規定する者にあつては自己申告することにより、同項の規定による減免申請書の提出に代えることができる。

(入館料の還付)

第5条 条例第10条第4項ただし書の規定により、市長は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める額の入館料を還付するものとする。ただし、年間入館券の入館料については、第1号の規定は適用しない。

(1) 天災その他の不可抗力により入館することができない場合 既納の入館料の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場合 市長が認める額

2 前項の規定により入館料の還付を受けようとする者は、未使用の入館券を添付した宮島水族館入館料還付申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 水族館に入館する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 水族館の施設及び附属設備をき損し、若しくは汚損し、又はこれら

のおそれのある行為をしないこと。

- (2) 指定の場所以外の場所で飲食しないこと。
- (3) 指定の場所以外の場所で喫煙しないこと。
- (4) 指定の場所以外の場所にごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置しないこと。
- (5) 他人に対し著しく粗野な行為その他の行為をして迷惑を掛け、又は著しく静穏を害する行為をしないこと。
- (6) 公共の保安上、衛生上又は風紀上障害となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。

(禁止行為)

第7条 水族館内では、次の行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）の持込み
- (2) 寄附の募集
- (3) 爆発物その他危険物の持込み
- (4) 行商その他これに類する行為
- (5) 宣伝その他これに類する行為
- (6) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置
- (7) 業として行う写真、映画等の撮影その他これらに類する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が水族館の管理上支障があると認める行為

(損害賠償義務)

第8条 故意又は過失により、水族館の施設及び附属設備をき損し、汚損し、又は亡失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第3章 駐車場

(入出場時間)

第9条 車両を入出場させることができる時間は、定時使用の場合を除き、午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該時間を変更することができる。

(供用休止等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の全部若しくは一部の供用を休止し、又は制限することができる。

- (1) 天災地変による災害、浸水、施設又は器物の損壊その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められるとき。
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められるとき。
- (4) その他駐車場の管理上緊急の措置を講ずる必要があると認められるとき。

(定時使用の対象者)

第11条 駐車場を定時使用することができる者は、廿日市市支所設置条例（平成15年条例第1号）第2条の表大野支所又は宮島支所の所管区域に掲げる区域に居住する者を優先する。

2 定時使用の区画数は、50区画とし、1人1区画とする。

(定時使用の申請等)

第12条 定時使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、定時使用許可申請書（別記様式第3号）に車検証を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、毎年3月に受け付けるものとする。

3 市長は、前項に規定する受付期間において申請者の数が前条第2項の区画数を超えない場合は、その超えない区画数の限りにおいて前項に規定する受付期間以外の期間に定時使用の申請を受け付けるものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、駐車場の状況を検討して、使用を許可するものとする。ただし、第2項に規定する受付期間に申請した申請者の数が前条第2項の区画数を超える場合は、抽選により決定するものとする。

- 5 市長は、前項の規定により使用を許可するときは、定時使用許可書（以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。
- 6 許可書の交付を受けている者が当該許可書を紛失し、又は汚損したときは、定時使用許可書再交付申請書（別記様式第4号）により許可書の再交付を受けなければならない。
- 7 市長は、第4項の規定による許可を受けた者（以下「定時使用の使用者」という。）に対して、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定による保管場所を確保していることを証する書面に必要な承諾書は交付しないものとする。
- 8 定時使用の使用者は、申請書の内容に変更を生じたときは、定時使用変更届出書（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。
- 9 定時使用の使用者は、年度中途において使用を中止する場合は、中止しようとする日の少なくとも7日前までに定時使用中止届出書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。この場合において、定時使用の使用者は、許可書を返還しなければならない。

（定時使用の許可の取消し）

第13条 市長は、定時使用の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、定時使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為によって定時使用の許可を受けた場合
- (2) 使用料を2月以上滞納した場合
- (3) 正当な事由によらないで、故障車等走行できない車を放置していると認められる場合
- (4) 定時使用の使用者が条例又はこの規則の規定に違反した場合

2 前項の規定により、定時使用の許可を取り消された者は、速やかに車両を退場させるとともに、許可書を返還しなければならない。

（使用の手続等）

第14条 定時使用の使用者は、入出場の際に係員に許可書を提示しなければならない。ただし、午後6時30分から翌日午前7時30分までの間は、この限りでない。

2 一時使用の利用者は、入場の際に使用料を納付し、駐車券兼領収書（以下「駐車券」という。）の交付を受け、出場の際に係員に当該駐車券を提示しなければならない。

3 車長5メートルを超える車両については、あらかじめ駐車場の使用の申込み（以下「予約」という。）をすることができる。この場合において、予約は使用しようとする日の3月前から行うことができるものとし、予約金は徴収しないものとする。

（使用料の減免申請）

第15条 条例第15条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付申請）

第16条 条例第15条第4項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（駐車場内の通行）

第17条 駐車場を使用する者（以下「利用者」という。）は、駐車場における車両の通行については、道路交通関係法令に定める例によりこれを行うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 時速8キロメートルを超える速度で通行しないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識の表示及び係員の指示に従うこと。

（駐車位置の変更）

第18条 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、使用者に車両の駐車位置の変更を命ずることができる。

（事故等の届出及び応急措置）

第19条 駐車場において、使用者が次の各号のいずれかに該当したとき

は、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 使用者が事故を起こしたとき。
- (2) 使用者が駐車場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）又は他の車両、その積載物若しくはその取付物を滅失し、き損し、又は汚損したとき。
- (3) 使用者がその車両、その積載物若しくはその取付物に異常を発見し、又は被害の発生を発見したとき。
- (4) 使用者が交通事故又は他の車両、その積載物若しくはその取付物に異常の発生を発見したとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は使用者若しくは駐車車両について事故を発見したとき、若しくは事故が発生するおそれがあると認めるときは、使用者の同意を得ずに、応急の措置を講ずることができる。

（損害賠償義務）

第20条 故意又は過失により、施設等をき損し、汚損し、又は亡失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第4章 指定管理者

（指定管理者の指定に係る申請書の提出）

第21条 条例第20条の規定により、水族館及び駐車場（以下「水族館等」という。）の指定管理者の指定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、指定管理者指定申請書（別記様式第9号。以下「指定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、同条の事業計画書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 水族館等の管理及び運営に関する基本方針
- (2) 指定管理者として指定を受けようとする期間（以下「指定管理期間」という。）内の年度ごとの水族館等の管理及び運営に関する業務の実施計画
- (3) 指定管理期間内の年度ごとの水族館等の管理及び運営に関する業

務に係る収支計画

- (4) 水族館等の管理及び運営に関する組織体制
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第20条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定の告示等)

第22条 市長は、条例第21条の規定により指定管理者を指定したとき、又は条例第25条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その旨を変更届出書（別記様式第10号）により市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の届出があつた場合には、その旨を告示するものとする。
(協定の締結)

第23条 市長は、条例第21条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と水族館等の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 水族館等の管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 市が支払うべき水族館等の管理費用に関する事項
- (3) 水族館等の管理を行うに当たって保有する個人情報保護に関する事項

- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第24条 条例第23条の規定により、指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第25条第1項の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 水族館等の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 水族館等の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による水族館等の管理の実態を把握するため、市長が必要と認める事項
(原状回復義務)

第25条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は条例第25条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、市長の承認を得た場合を除き、その管理をしなくなった施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

第5章 雑則

(入館料及び使用料の徴収委託)

第26条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）の徴収事務を委託すること（以下「徴収委託」という。）ができる。

(徴収事務委託証)

第27条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者（以下「受託者」という。）に徴収事務委託証（以下「委託証」という。）を交付するものとする。

(徴収した入館料等の払込み)

第28条 入館料の受託者は、徴収した入館料を徴収した日の翌々日（同日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

2 使用料の受託者は、徴収した使用料を徴収した日の翌日（同日が銀行法第15条第1項に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除することができる。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適當であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年11月3日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、旧宮島町立宮島水族館管理運営規則（昭和45年宮島町規則第1号）及び旧宮島町営駐車場の設置及び管理に関する規則（平成8年宮島町規則第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年12月23日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第7号）

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定（同条を第11条とする部分を除く。）、第15条の改正規定（同条を第12条とする部分を除く。）、第16条の改正規定（同条を第13条とする部分を除く。）及び第29条の改正規定（同条を第26条とする部分を除く。）は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日前に改正前の廿日市市水族館事業の設置等に関する規則第14条から第16条までの規定によりなされた駐車場の使用の許可に関する手続その他の行為は、この規則の規定による改正後の廿日市市水族館事業の設置等に関する規則第14条から第16条までの規定及び改正後の宮島水族館事業の設置及び管理条例施行規則第11条から第13条までの規定によりなされた駐車場の使用の許可に関する手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号の政令で定める日の前日までの間における改正後の第3条第2号の規定の適用については、同号中「障害者支援施設」とあるのは、「障害者支援施設、同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生障害者更生援護施設、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設若しくは同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設」とする。

附 則（平成24年4月1日規則第26号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の宮島水族館設置及び管理

条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の宮島水族館設置及び管理条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月13日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）は、平成26年4月1日から施行する。

(別記)

宮島水族館入館料減免申請書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 学校・施設名
 代表者名
 電話番号 () -
 FAX番号 () -



宮島水族館設置及び管理条例施行規則第4条の規定により、次のとおり宮島水族館入館料の減免を申請します。

※太枠のみ、記入してください。

入館日	年 月 日 ()
入館時間	時 分～ 時 分

1 減免申請の理由（該当する番号に○を付けてください。）

1 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方
2 身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神科病院、障害児施設支援を供与している施設の入所・通所者（施設・病院行事として入館する場合）
3 障害者の方を介護するため、同行して入館される方（要介護者1名につき1名免除）
4 教育課程に基づく教育活動のための生徒・児童・幼児及び児童福祉施設の児童・幼児を引率する教職員又は職員

※ 1、2、3の番号に該当する場合は、こちらに記入してください。

区分	人数	通常料金	減免後	合計
一般(高校生含む)	名	1,400円	700円	円
中学生・小学生	名	700円	350円	円
幼児(4歳以上)	名	400円	200円	円
介護者	名	—	免除	0円
合計	名			円

※ 4の番号に該当する場合は、こちらに記入してください。

区分	人数	通常料金	減免後	合計
引率職員(学校利用)	名	1,400円	免除	0円

注1 記入後、事前に宮島水族館までFAX（0829-44-0693）で申請してください。

2 この用紙は、来館当日に必ずチケットうりばに提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



<お問い合わせ先>

〒739-0534 広島県廿日市市宮島町10-3
 TEL 0829-44-2010 / FAX 0829-44-0693

課長	課長補佐	課員	受付

様式第2号（第5条関係）

宮島水族館入館料還付申請書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住 所

氏名又は法人名

印

電話番号（ ） -

宮島水族館設置及び管理条例施行規則第5条の規定により、次のとおり宮島水族館入館料の還付を申請します。

1 還付理由

--

2 還付金額等

区 分	人 数	金 額
一般（高校生含む）	名	円
中学生・小学生	名	円
幼児（4歳以上）	名	円
合 計	名	円

注1 還付の申請をする場合は、未使用の入館券を添付してください。

2 還付を受けようとする理由欄には、申請者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったことについて、その内容を具体的に記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号（第12条関係）

定時使用許可申請書

年 月 日

廿日市市長 様

宮島水族館設置及び管理条例施行規則第12条第1項の規定により、次のとおり定時使用を申請します。

氏名又は法人名	㊟
住 所	
連 絡 先 (日中に連絡可能な電話番号を記入)	自 宅 ・ 携 帯 ・ 勤 務 先 () -
申 込 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
車 両 種 別	乗 用 ・ 貨 物 / 自 家 用 ・ 営 業 用
車 台 番 号	
車 両 情 報	メーカ : 車 両 名 : 色 :
標 識 番 号 (ナンバープレート)	
納 入 方 法	毎月25日に、指定の口座より振替を行う。
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 車検証の写し <input type="checkbox"/> 免許証 ・ パスポート ・ 健康保険証 (いずれか一通の写しを添付)
備 考 (市外在住者にあつては、 使用目的を簡潔に記入)	

注1 この個人情報は、宮島口駐車場の定時利用者の選定及び管理、運営に係る目的以外には使用いたしません。

2 使用許可の決定については、「使用許可書」の送付をもって代えさせていただきます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号(第12条関係)

定時使用許可書再交付申請書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所

氏 名

㊞

電話番号 ()

宮島水族館設置及び管理条例施行規則第11条第6項の規定により、次のとおり定時使用許可書の再交付を申請します。

許可番号	廿第 号
再交付の理由	該当する番号に○印をつけてください。 1 紛失 2 盗難 3 汚損 4 その他 ()

注 汚損の場合は、定時使用許可書を返還してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第5号（第12条関係）

定時使用変更届出書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名 ④
電話番号（ ）

宮島水族館設置及び管理条例施行規則第12条第8項の規定により、定時使用に際し、申請内容に変更が生じたので次のとおり届け出ます。

許可番号	廿第 号
変更年月日	年 月 日より変更
変更事項	(該当項目をチェック (☑) し、変更内容を下欄へご記入ください) <input type="checkbox"/> 利用者の住所及び電話番号 <input type="checkbox"/> 利用期間 <input type="checkbox"/> 車両内容 <input type="checkbox"/> その他 (内容を明記)
	変更前
	変更後
備考及び特記事項	

- 注1 変更内容の分かる書類（写し）を添付してください。
2 使用者の変更はできません。（中止届を提出後、改めて新規の申請を行ってください。）
3 この届出に係る個人情報は、宮島口駐車場の管理以外の目的には使用しません。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第6号(第12条関係)

定時使用中止届出書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号 () -

宮島水族館設置及び管理条例施行規則第12条第9項の規定により、定時使用を中止したいので届け出ます。

許可番号	廿第 号
中止年月日	年 月 日
備考及び 特記事項	

注1 中止しようとする日の少なくとも7日前までに提出してください。

2 許可書を返還してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第7号（第15条関係）

使用料減免申請書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住 所
氏名又は法人名
電話番号（ ） 印

宮島水族館設置及び管理条例施行規則第15条の規定により、使用料の減免を申請します。

使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用目的 (会議名など)	
減免理由	
使用車両	車 種： 区 分：普通車 ・ 中型車（マイクロ） ・ 大型車（バス） 番 号（ナンバー）： ※複数台ある場合は、別紙として車両一覧を添付
担当者連絡先	所 属・係： 担 当 者 氏 名： 連 絡 先：
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(別紙)

減免申請車両一覧

	車両番号(ナンバー)	メーカー	車名	色	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

注1 減免を受けようとする車両が、複数台ある場合は、車両一覧を記入し、必ず添付してください。

2 原則、本市の行事又は、会議等の目的で使用する、公用車に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第8号（第16条関係）

使用料還付申請書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住 所
氏名又は法人名 ④
電話番号（ ） ⑤

宮島水族館設置及び管理条例施行規則第16条の規定により、次のとおり使用料の還付を申請します。

1 還付理由

--

2 車両等

許 可 番 号	
中止予定年月日	年 月 日
備 考	

注1 還付を受けようとする理由欄には、申請者の責めに帰することができない特別な理由により使用することができなくなったことについて、その内容を具体的に記入してください。

2 自己都合による既納の使用料は、還付しません。

3 特別な理由があると認められた場合は、中止日現在で当月分の支払が済んでいる場合は、中止日の翌日より日割り計算をして還付します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第9号（第21条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

廿日市市長 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

㊦

宮島水族館設置及び管理条例施行規則第21条の規定により、次のとおり宮島水族館及び駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第10号(第22条関係)

変更届出書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名
電話番号 ()

印

宮島水族館設置及び管理条例施行規則第22条第2項の規定により、指定内容に変更が生じたので次のとおり届け出ます。

変更内容	変更前
	変更後
備考及び特記事項	

注 変更内容の分かる書類(写し)を添付してください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(別記)

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第12条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第12条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第15条関係)

様式第8号 (第16条関係)

様式第9号 (第21条関係)

様式第10号 (第22条関係)